

福島県
教育新聞

職場討議資料

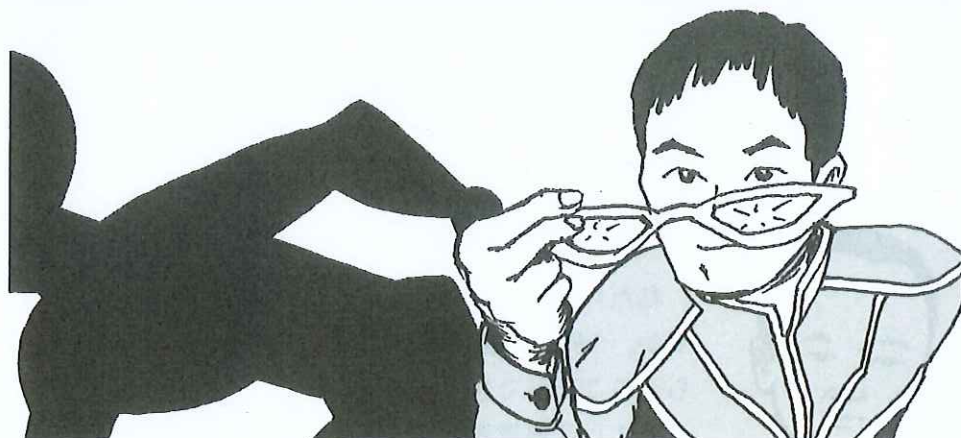
2010教育課程編成にむけて

明日のために

中学校編

○ 新学習指導要領対応

発行人
福島県教職員組合
発行所
福島県教職員組合
福島市上浜町10-38
電話024-522-6141
〔定価一部 30円〕
(この購読料は組合費
に含まれています)
編集責任者 浦井信義
e-mail:
fukyoso@poplar.ocn.ne.jp



● もくじ

CONTENTS

- ごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
この討議資料を活用されるにあたって
- 「改正」教育基本法と新学習指導要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
教職員の多忙化は意図的なもの

《新学習指導要領下における教育課程編成の視点》・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ

第1章 教育の主体性づくり

- その1 やってみよう！教育課程の自主編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- その2 道徳教育の強化に抗するために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- その3 見直してみよう！私たちの働き方
 - (1) 見直してみよう。部活動のありかた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
 - (2) 労働安全衛生法を活用しよう！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ

第2章 6校時を増やさないための編成

- その1 「総合的な学習の時間」の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
- その2 教科に関連のある行事を教科で“時数カウント”
- その3 帯時間を時数にカウント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
- その4 年間時数は「標準時数」で計画する
- その5 実質時数が標準時数を下まわることも可として教職員の合意を得る
- その6 年度初めの学年時間割を授業時数にカウント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ
- 長期休業中の授業増・行事実施をさせないために

教育を教師と子どもの手にとりもどそう。

中央執行委員長 浦井 信義



昨年、教育課程編成検討委員会が作成した「09年教育課程編成に向けて(小学校編)」は全小学校の組合員に配布されました。県内12カ所での資料に基づき、学習会が実施され、延べ233名が参加しました。そこでの話し合いの中心テーマは授業時数の増加による子どもたちの負担増や教員の多忙化にどのように歯止めをかけるか、ということでした。09年度の県内各地の小学校で教育課程についての多くの工夫がされたことは大きな成果です。

今回は中学校編を作成し、上記と同じ視点で教育課程編成上の提言を提起します。いうまでもなく教育課程編成は学校で全教職員の総意と工夫によって行われるべきものです。教育を教師と子どもの手にとりもどすため、職場、地区で、支部で学習を深め、真に充実した教育課程を各学校で編成しましょう。

私たちは教育現場で働く労働者である。

教育課程編成検討委員会委員長 大槻 研司



私たちは教育現場で働く労働者である、という現実を意識したことがありますか。今回の学習指導要領の改訂は、この現実を意識するよい機会であると考えられます。

第1は改悪教育基本法第2条で徳目(公共の精神・伝統と文化の尊重・愛国心等)を法として格上げしたことによる道徳教育の強化です。しかし、教育は、「真理を希求する」活動です。こうあらねばならぬという支配の論理の押し付けは、教育の劣化(労働の質の低下)です。

第2は、授業時数の増加、すなわち労働量の増加です。一方で個人情報保護の下、労働時間と場所が制限され、労働量の増加(多忙化)との矛盾が野放し状態にあります。あげくに賃金の引き下げです。

「科学的真理」を大切にし、多忙化に歯止めをかけるために『労働安全衛生法』と『適正化プログラム』を活用しながら、この『提言』を教育課程編成に是非とも活かしてください。

この討議資料を活用されるにあたって

教育課程(学校教育活動の総体)を編成するにあたって、私たちがめざす学校教育に様々な面から拘束を与えるのが学習指導要領です。学習指導要領は「国のための教育」を推し進めようとするもので、許されるものではありません。しかし、教育基本法が「改正」され、学校の管理強化に拍車がかかっている現在、学習指導要領の拘束を無視して、教育課程を編成することは困難であることも事実です。

そこで、本討議資料では、2008年3月に出された「中学校学習指導要領」の内容の範囲内で、子どもと教職員が学校の中で有意な時間を過ごすことのできる基本的な考え方を提起することにしました。同じ「中学校」であっても、地域・学校規模等、さまざまながいがあります。ここで提起する教育課程編成のポイントや具体例を参考に、どう「自校化」するかが腕の見せ所です。この秋にも、検討委員が各支部をおじゃまして学習会を行う予定です。紙面が限られていますので、詳細はその際に。

○「改正」教育基本法と新学習指導要領

2006年12月に「改正」教育基本法が強行採決され成立しました。今回の学習指導要領改訂は「改正」教育基本法下で初めてのものであり、「改正」の意図を強く反映しています。

【「改正」教育基本法の問題≒新学習指導要領の問題】

☞ 教育への国家権力介入を正当化

☞ 道徳心と宗教に関する教養を明記

☞ 「個人の価値の尊重＝能力の伸長」のすりかえ

これらは、1950年代から保守勢力が「47教育基本法」を捻じ曲げながら学校教育に導入を図ってきたものですが、教育基本法「改正」でいっそう強く押し出されました。

中央教育審議会*会長：山崎正和の言葉どおり「教育とは国家の統治行為」にもとづく学校機能の戦前回帰†ともいえるねらいが色濃いものとなっています。



○教職員の多忙化は意図的なもの

教職員の多忙状況は、明らかに意図的につくられたものです。教育現場で子どもたちと密着している教職員を困難な状況に縛りつけておくことにより、教科書を中心とした「国のための知識」の注入や「従順な国民」づくりを教職員に担わせようとしています。(忙しくなればなるほど視野が狭くなるあなたがそこにいます。)多忙化を軽減・克服し、人間として子どもを考える時間を、勤務時間の中でどう捻出するか、真剣に考えなければなりません。

◆◆新学習指導要領下における教育課程編成の視点◆◆

以上のように問題を多く抱えた新学習指導要領下で、現場はどのような視点で教育課程を作成すればよいのでしょうか。次の2点で提起します。

第1章 教育の主体性づくり

第2章 6校時を増やさないための編成

* 中央教育審議会：文部科学大臣の諮問機関、民主教育のため、とは名ばかりで、委員は任命制によるご都合主義的色合いが濃い。学習指導要領は本審議会の「初等中等教育分科会」に論議を中心とした「中教審答申」に沿った形で作成される。

† 学校機能の戦前回帰：1872年の学制により導入された「学校」は、近代公教育として「国民形成」を目的としたものである。今回の学習指導要領には、戦前のように「学校」を「もの言えぬ国民づくり」の装置としようとする意図が強くみられる。

第1章 教育の主体づくり

その1 やってみよう！教育課程の自主編成

1 はじめに・・・教育課程自主編成はとても大切です

教育課程の編成を行うのは、国や行政ではなく、子どもや地域の実態と親の願いに直に接している、私たち教職員以外にはあり得ないのです。組織の教育研究活動に学び、分会組織を有効に活用して教育課程編成をリードし、知恵と力を寄せ合って、私たちがめざす学校像・教育像を実現させましょう。

教育課程編成こそが鍵なのです。



2 現状を打開するひとつの取り組み・・・[モジュール学習]をめざして

1993～2001に取り組んだ実践についてふれ、現状の多くの課題を克服するひとつ「方法論」として提起します。

その骨子は、

- ①「教科時数を削っても、もとがとれる」教育活動を創り出す、ことを目標に、
- ②フリーな時数を創出して「教職員と生徒のゆとり」を生み出し、さらに、
- ③固定時間割の解体で単位時間の硬直性から脱却し、それによって
- ④「学びのあり方」を再考していく、ことによって教育活動を創造することです。

3 教科時数を削減してみませんか

『次年度にむけて、各教科の時数を年間で1週分減じて計画を立てる』ことを提案したら、教科書が終わらない、学力がつかない、という「反対論」が当然出ると思われれます。教科書とは何か、学力とは、学校とは、に至るまで論議を重ねながら、「35週標準体制」を克服することからスタートします。その中の論議は、「自らの教育課程」を作るエネルギーに転化し、様々な面で波及効果を生み出します。では、仮に「34週」の場合、減じた1週分の時数はどうするのか。真のゆとりの確保と、教育目標の実現にむけて、全教職員と生徒の論議で各校独自の「使いみち」があつていいでしょう。削った時数は少しでも、その活用によっては大きなプラスがあることを実践例から学びたいものです。

なによりも、6校時日を少しでも減らし、ゆとりを創出することが期待されます。

方法的には「共通学習」の名称で、各教科の年間計画で3月に相応の時数を計上する、という方法をとります。可能なら、「さらなる時数減」も論議の価値はあるでしょう。

4 柔軟な時間割で教科の特質を生かしましょう

たとえば、単元内容の特質等によって教科時数のまとめ取りをすることは往々にしてあるし、それで生じる他教科への波及は、分散させれば軽微です。結局「年間を通じて確保されればいい」という思い切りができればいいのであつて、固定的な週単位の時間割を死守しようとするれば、これは実践できません。時間割への柔軟な対応が可能になります。

5 継続・発展のために

いずれの場合も、日常的に「教科・領域別の時数確認」が必要であり、集約表によって毎週点検し、調整を図る必要があります。これがないと、ファジーな特質を持つ時間割が、単なるルーズな時間割へと転化する危険性もあります。「組み換え」は日常的にあつていい、という合意が形成されるかどうか、が課題です。

「柔軟な時間割編成」が日常的になると、「単位時間の硬直性からの脱却」へも理解が深まり、「時間の長短を生かすこと」によって教科内容の特質に迫る「学習計画の編成」へと進行していきます。

6 モジュール学習

(1) <AM>アドバイザーモジュール…時間の長短の組み合わせを生かす。

1・2学期末近くの1ヶ月に、週単位でなく月単位の時間割を作成。教科での「1モジュール(1M)=25分」の自由な組み合わせによる、各教科・単元の特質を大切に作るカリキュラムのオーダーを受けて時間割を作成します。25分を単位とする時間枠が混在することとなり、その編成には当初多少の労苦は伴います。後述<FM>を介在させることによって編成上の効率化と、副次的な効果をも生み出すこととなります。ただし、学級ごとに「休み時間」が異なることになるので、ノーチャイムが必須となります。

(2) <PM>パーソナルモジュール…生徒がつくる時間割

その成果の上に立って、3学期の中頃に2～3週間、生徒自身が自分の時間割をつくり、各教科で準備した「課題解決型の学習」に取り組みます。「質は量を超える」という視点を明確にして論議し、生徒たちと教職員集団の創意ある取り組みを進めていきたいものです。

(3) <FM>フリーモジュール…自習時間

各期間の国社数理英から各1時間を拠出。モジュール期間中随所に配置し、生徒の自主学習とします。1Mでの設定を多用し、教科も指定されません。

モジュール学習実践例

三春町立桜中学校 週番:

週報	11月32週 Modular Schedule												
1パターン: 840-905▲915---	1030	1045-	1110▲1120---	1235	1355-	1420▲1430---	1545	～⑩1445	清	1505	学		
2パターン: 840--930▲940--	1030	1045--	1130▲1145--	1235	1355--	1445▲1455--	1545	～⑪1510	掃	1530	活		
3パターン: 840--955▲1005-1030	1045--	1200▲1210-1235	1355--	1510▲1520-	1545	～⑫1545				1605			
4パターン: 840	Aゾーン		1030	1045	Bゾーン		1235	1355	Cゾーン		1545	給食	●学活 ■道徳 □選択
												12:35	▼総合学習 ◆全体育

日曜	年・組	①	②	③	④	休息	⑤	⑥	⑦	⑧	給食 休憩	⑨	⑩	⑪	⑫	行事・会議等
4 / 月	1	国		英			社					数/国				センター研修～6 = 1530 ◆教務・現職打合せ (+岩江中)
	2-1	★FM		社			英	★FM	音T			数	810 学活			
	2-2	英					国					音T	1450 集会			
	3-1	技					美		英			社				
	3-2			家			数									
5	1	音		美			英		国/社			数/社				町研 1030/岩江中・桜中

①1995. 11. 13～12. 16の5週間の<AM>プランの4週目
 ②1～4パターン: 25分の区切りを表示。▲は10分の「休み時間」
 ③4日(月)右側・センター研修～6: 理科教諭。3日間補欠なしで対応
 ④同日2年1組⑥～⑧: 英語 10:45-11:10、★11:10-11:45(移動とFM)、音楽 TT11:50-12:35
 ⑤5日(火)1年⑦⑧国/社: 国語を社会科教室で

●モジュール学習を体験して=楽しかった/自分から勉強する力がついたと思う/はじめは戸惑ったが慣れると普通の時間割より活動しやすかった/勉強を途中で終わらずとていい/自分で計画し、先生に仕切られない勉強がこれほど楽しいとは思わなかった

7 最後に

成果は、「生徒の学びのありよう」だけではなく、教師の側の「学習支援のありよう・日常的な教科計画立案への質的な波及」として、また学校全体の「教育課程編成とその展開」のありようなどの「教科」にとらわれない波及となって現れるでしょう。

教科教室型の学校、そして02年の完全学校5日制と新指導要領以前の実践ですが、今でも生かせる実践可能なものとして、[モジュール学習への再挑戦]を提起しました。

その2 道徳教育の強化に抗するために

実際、学習指導要領の「道徳」の項には「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める」とある。まさに、法への理解が道徳教育として語られている。しかしここでは「法」と「きまり」を同列に扱うという誤りを犯しているばかりでなく、権利と義務とを表裏一体の概念であるかのようにとらえる誤りも加わっている。そもそも、より根本的な誤りは、法やきまりに対して、まずは「遵守する」ものとしての側面を強調していることにある。

法とは規範でありルールであり、それらは守られることを前提としているのではないか、との理解が一般にある。しかし、それがいかに危険な理解であるかは、本書を通じてわかるであろう。もちろん、法やきまりを守らなくてよいと言いたいのではない。問題は、「なぜ守るのか」という問いの大切さをどこまで意識できるかである。

(池田賢市「法教育は何をめざすのか」アドバンテージサーバー2008:「はじめに」より)

「道徳の時間」が、子どもたちの生活現実から遊離したものであるならば、たんなる心の管理に陥ってしまいます。子どもたちに必要な「生きる力」を育成するには、「一人ひとりの個性と人権」「ともに生きる」観点は欠かせません。そうした観点から考えれば、道徳教育は、国内外の人権教育にもとづいて、実践展開される必要があります。(日教組:「ともに生きる」ってどういうこと?)



◇道徳教育は人権感覚の形成を基盤に!

(1)「道徳教育推進教師」⇒ 校内「人権教育推進教師」として

道徳教育を通じて子どもの心の管理を行う前段階として、教職員の心の管理が必須です。その先駆的体現者が「道徳教育推進教師」なのでしょう。「道徳教育推進教師」を強要された教職員の心理的苦悩は、はかり知れません。

そうなる前に、教職員自らが、子どもたちと教職員の目の前の現実を「人間としての尊厳」「ともに生きる」視点から学び合える環境への転換が求められています。

(2)人権教育は平和教育でもある

道徳の時間を活用して、自分自身や周りの人々を大切にする人権感覚を形成していく実践をすすめてみましょう。自分自身にも学校や地域の中で権利が保障されていることに気づくと同時に、社会に存在する様々な「差別」について目を向けていくことも重要です(ジェンダーや非正規雇用制度なども身近にある「差別」です)。「差別」の行き着くところ、そして人権侵害の最大のものが「戦争」であることを子どもと教職員が、共に認識していくことが大切です。

(3)「平和・人権・環境・共生」の具現化をめざして

「平和・人権・環境・共生」は日教組が推進する教育活動の柱です。未来を生きる子どもたちにとって、どれひとつとして欠くことのできないものであり、道徳教育と不可分のものです。大きな概念のように思えますが、子どもたちが身近なものとして考えていく端緒が、学校生活や地域社会の中に数多く存在しているのではないのでしょうか。「Think Globally, Act Locally」(地球市民として考え、足元から行動する)こそ、これからの道徳教育の合言葉ではないのでしょうか。

うつくしま教育改革推進プログラム ~ ふくしまの教育7つの約束 ~ 2009.3

「道徳教育の充実」における主要事業

○ 人権教育開発事業

人権意識を培うための学校教育の在り方について幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資する。

県教委も
推進!

その3 見直してみよう！私たちの働き方

(1) 見直してみよう。部活動のありかた

中学校にとって部活動は多忙化の大きな要因となっています。部活動による学校全体への影響について教育課程編成を機に広い視野でとらえ、時間を確保して話し合っていく必要があります。

① 勝利至上主義ではなく、 教育としての視点でとらえ直す

「勝たなくては意味がない」という言葉をよく耳にします。勝つチームがあれば必ず負けるチームが存在するわけで、この前提に立つと、すべての学校において理想の部活動が実施されることは不可能です。また、子どもたちの間でもレギュラー意識や「さぼった、さぼらない」の意識が強まり、そのことが部員間でのランク付けにまで発展し、学校生活にも影響を及ぼしているとも指摘されています。勝利至上の考え方が、単に練習のための時間を奪われることだけではなく、教師の教育理念の持ち方や子どもたちの人間関係にまで深く関わっていることを忘れてはいけません。

③ 教育課程との連携を図り 子どもたちの負担を軽減

教育課程における部活動の位置付けを明確にして、教育課程編成に臨む必要があります。6校時の日を減らしたり放課後の活動を削減したりなど、多忙化解消を図っても、確保した時間をそのまま部活動に費やしてしまっただけでは意味がありません。校内における勝利至上主義の空気を払拭していくと同時に、年間計画の中に物理的な手だてを講じていく必要があります。

☞ **Check!** …こんな部活動をめざしませんか？

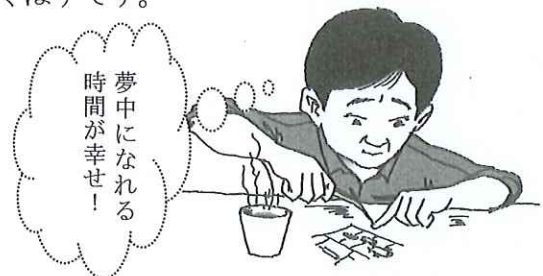
- ノー部活デーを設置する
- 全員部活制を解消し自由な参加とする
- 部活動の数を精選し顧問の負担を軽減する
- 協会主催の大会への参加を精選する
- 土・日曜日のどちらかは休養日とする

② 子どもも教職員も家庭に帰る

我々は職業柄、どうしても「たくさん練習してほしい」といった保護者や子どもからの声に積極的に耳を傾けてしまいがちですが、「練習が厳しすぎる」「土日は家庭に帰してほしい」という声も意外と多いことを認識しておかなくてはなりません。「部活動の予定が入り込んだために旅行をキャンセルした」といった事例も少なくありません。そこには、「軽減を求める意見は言いづらい」「練習を休みづらい」といった心理的拘束が立ちはだかつており、学校が気づかぬうちに家庭の時間を奪うといった状況になっています。

練習の効率はもちろん、発達段階への配慮から、1日2時間の練習、週2日の休養が理想といわれます。経験が豊富とはいえない顧問による、行き過ぎた練習の危険性を決して軽んじることなく、生涯スポーツの一時期として子どもたちの健康面に十分配慮した計画を立てていくことが大切です。さらに、生涯を通じてスポーツ・芸術を楽しむことができるようにするための一環としての部活動を目指していく必要もあります。

そして、教師自身もプライベートの時間をより多く持つことで広い視野を保つ努力をすることも大切です。趣味に没頭することによって得た感覚を様々な方向から子どもたちに還元してやるのがより子どもたちのためになっていくはずです。



(2) 労働安全衛生法を活用しよう!

〈Aさんの働き方〉

部活動指導を終えた後、残務整理などをして午後7時30分に退勤するのが通常の生活です(1日あたり2.5時間の超勤)。土曜、日曜はそのときによって違いますが、平均すると週あたり6時間は部活動指導に費やしているようです。

Aさんはひと月あたりどのくらいの超勤をしているのでしょうか。

- 一週あたり …2.5時間×5日+6時間=18.5時間
- ひと月あたり…18.5時間×4週=74時間 **(過労死基準は80時間です!)**

「自分もAさんのような毎日を送っている」という人、手を挙げて。たくさんいますねえ。

「それどころじゃない、もっと」という人。これもたくさんいますねえ。

こんな生活、何とかしなければなりませんね。

中学3年生の担任ともなれば、春は修学旅行、夏休みから始まる高校体験入学など進路関係業務、生徒指導で特別の事柄がなくても1日3時間の超勤はざらになります。超勤手当での支給はもちろんありません*ので、まさに「滅私奉公」の世界。

ストレスで健康を損ないながら私生活を学校に捧げ、家庭を顧みず、一人の人間として余暇を楽しむ暇もなく…となったら、これでは良い教育などできるはずがありません。

* 部活動指導特別勤務手当は増額されましたが、時給に換算すれば福島県の最低賃金にも届いていません。

1 まずは労働安全衛生法を知りましょう!

2008年4月から、学校における労働安全衛生法(以下「労安法」)が全県に適用されました。事業者(校長・教育委員会)は、「労働時間の管理」や「作業量の適正化」等、労働者(教職員)の労働環境改善のための対策を講じなければならなくなりました。服務・倫理委員会は毎月きちんと行なわれているのに、国会で決議された労安法施策が実施されないのはおかしな話です。

労安法にもとづいた実行化システムを「労安体制」といいますが、労安法・労安体制をよく知って、学校での働き方のルールづくりの体制を形成する必要があります。

*** 具体的には***

- ① 「衛生推進者」を中心に具体的な活動について話し合う。
- ② 「安全衛生委員会」を定期的に開催して、全職員が「職場の労安」に関心を高めながら、具体的な改善点・要望を挙げる。

ということが重要です。(これらの活動は勤務時間の中で行うことが保障されています)

紙面の都合で、詳しく労安法について記載することはできませんが、実践例等資料は、各支部・本部にありますから気軽に請求してください。

労働安全衛生法第65条の3 (作業の管理)

事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。

※ 労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行について(基発第601号の1:昭63・9・16)

6 作業の管理 (第65条の3関係)

本条の規定による措置は、一連続作業時間と休憩時間の適正化、作業量の適正化、作業姿勢の改善等労働者の健康の保持増進を図るという観点から労働者の従事する作業を適切に管理することであること。

2 労働安全衛生法に基づく実際的な活動とは?

(1) 安全点検活動で働き方を Check!

- 作業環境チェック、出退勤時刻の記録などから職場環境、勤務時間の課題、改善点を話し合う
- 平日のノー部活デー、ノー残業デーの設置を検討する。
- 多忙の原因となっている職務内容、帳簿類の見直しを議論する。
- 具体的な修繕箇所、改善の要求を確認し、必要に応じて教育委員会などへの要望をまとめる。
これらを「安全衛生委員会」で協議し、「働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）」を自分の手に取り戻しましょう。

(3) 勤務時間 Check!…超勤時間縮減のために

管理職は教職員一人ひとりの出退勤時間を把握しなければなりません。パソコンを活用したり、タイムレコーダーを設置したりなどして、「勤務時間の適正把握」に努めなければなりません。

「校舎は機械警備してしまう」ので体育館や校庭からまっすぐ帰っていませんか？また、管理職からそう「お願い」されていませんか？それはルール違反です！私たちの労働時間をきちんと数値化し、管理職もそして私たちも「勤務時間の適正把握」をすることが労安活動の第一歩です。

(2) 作業環境を Check!

「毎月1日は安全点検の日」として、校内の危険箇所・修繕箇所をチェックしている学校は多いと思います。同時に「労働安全点検」として全職員で職場チェックをすることも環境改善にとっても有効です。

あなたの職場をチェックしてみましょう。

- 蛍光灯が少なくて手元が暗い
- 床にある電気器具配線でつまずきやすい
- 職員が横になれる場所がない
- 職員の男女別更衣室がない
- ストーブが近すぎて熱すぎる
- 机上整理ができないほど忙しい
- ひと月の超勤が45時間を超えている
などなど



3 労働安全衛生法を教育課程編成にどう活かすか

忙しさの最大の原因は、多様で肥大化した業務です。解消には業務削減と人的増員しかありません。しかし、現実には人的配置が困難な状況にあるので、今の教職員数に見合った業務量にする必要があります。そのために最も有効な議論の場が教育課程編成時の討議です。つまり、教育課程編成は「教職員の年間労働計画づくり」の側面も多分に含んでいるのです。

教育課程編成では、これまでの業務の継続、子どもや保護者のニーズに応じた新規業務を重視しがちです。一方、教職員の働き方は、ほとんど考慮されないのが現状でしょう。そこに一石を投じるのが「勤務時間の適正把握」にもとづく超勤データの活用です。

現行では教育課程編成の責任者は校長ですが、同時に労安法にもとづく教職員の「作業量の適正化」に努めなければならない「事業者」でもあります（労働安全法65条の3、その細部取扱い規程：基発第601号の1文書による）。授業時数は増加する、生徒指導・進路指導・部活動業務は激化する、といった「学校のキャパシティ」を無視した現状を、校長が率先して変えていかなければならない責務が生じているのです。教育課程編成の議論の中で、教職員の働き方を念頭に入れた、積極的な議論を行いましょう。

労安法を活用した、教職員の働き方の見直しは、自分たちのいのちと健康を守るだけでなく、子どもゆたかな学びを保障することにもつながります。教職員が長時間過密労働でくたびれ果てていたのでは、ゆたかな教育活動は望めません。

第2章 6校時を増やさないための編成

「授業の週1時間増は決まったことでしょ？」……いえいえ、教育課程の編成権は学校にあります。工夫次第で1コマ増やさずに、さらに減らすことさえ可能です。

そもそも、

授業時数を増やせば良くなるの？

「学力が低下したのに『ゆとり』なんて言われるか！」

と言われれば否定しにくいかもしれませんが。しかし、疑ってみることは大切です。

- 多忙な現場です。今以上に仕事を増やして教育効果はあがりますか？
- フィンランドのように日本より授業時間が少なくても高学力と言われている国があります。
- 新学習指導要領は、教職員定数改善など条件整備が前提にありました。しかし、文科省の教職員数増の要求は事実上却下。「これでやれ！」は無理な話。

大胆に量から質へ転換！ これ大事！

- 教職員が心も体も健康でいてこそ教育の質が高まる！
 - ・ ゆとりがなくて疲れ果て、イライラしていて良い教育ができるか？
- 教職員の成長には私生活のゆとりが欠かせない！
 - ・ そもそも退勤時間に帰れないのがおかしい。
- 子どもが集中できる時間に効果をあげる！
 - ・ 連日の6校時…子どもはぐったり、教師はイライラ。効果はあがりますか？
- 教材研究、授業準備にじっくり時間をかけて授業充実！
 - ・ どちらがよい授業になる？どちらが効果ある？
- 工夫の余地はまだまだある！
 - ・ 組合の教育課程編成学習会はとても勉強になる！

今こそ「量より質へ」

週1コマ増やさずに済む6つのアイデア集

「子どものため」と称して何でもかんでもやろうとして肥大化した学校現場。大ナタふるもよし。できるところ、できそうなところからはじめてみるもよし。

その1

「総合的な学習の時間」の活用

☞ イチオシ！

- 行事（体験活動など）を総合のねらいと関連付け、「総合」でカウントする。

〈例〉

- ☞ 修学旅行、遠足、職場体験活動、文化祭などの事前学習、準備、当日の活動、事後学習を総合へ。
- ☞ 健康診断、スポーツテスト、避難訓練、学期末清掃、卒業式準備など総合に関連付けられるものは多くあります。

これまで「総合的な学習の時間」では、学校現場の努力により特色ある貴重な実践が数多く生み出されてきました。このような学校では特に、総合の時間に様々なものを持ち込むことに大きな抵抗があると思います。

しかし、「総合的な学習の時間」は新学習指導要領では新たに章立てされ、充実を図ると言いながら時間数は減少されています。この矛盾は、文科省の建前と本音による妥協の産物でしかありません。これまでの総合のままでは行き詰ることは明らかです。大胆な見直しも必要でしょう。

その2 教科に関連のある行事を教科で時数カウント ☞ もうやっていますか？

〈例〉

☞ スポーツテスト、校内陸上記録会などは保健体育の時数へ、校内合唱コンクールとそのリハーサルは音楽へ、芋煮会は技術・家庭科へなど

※ しかし、音楽、美術、技術・家庭科では特に、本来の時数が少ないので、担当者の合意が得られることが前提になります。

その3 帯時間を時数にカウント ☞ 問題もアリ！

①教科にカウント

〈例〉 ☞ 朝のドリル学習など10分程度で行っている教科指導を教科時数へ。

②総合にカウント

〈例〉 ☞ 朝読書を総合の時数へ。

「10分間程度の短い時間を活用して生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となることは言うまでもない。」(総則解説より)

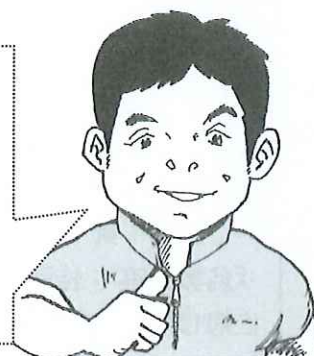
→つまり、朝読書を総合に入れるときは、指導計画に「適切に」位置付けましょう。

※ たとえ短時間でも毎日行っている学習指導は立派な教育活動です。教科時数に入れることを検討してみましょう。ただし、このとき、教育課程に位置付けることにより評価の対象となり、後処理がかえって負担になることも予想されます。

その4 年間計画は「標準時数」で計画する ☞ タイセツ！

年間105時間、140時間…と示されている教科の標準時数。「イザというときのために」とプラスアルファで時間割を作成していませんか？予備時数確保は義務付けられたものではありません。年間計画に入れないで時間割を作成すれば、とてもスッキリします。

目からうろこはこのことですよ。今までの、当たり前を見直そう。



重要！☞ 予備時数が確保されていなくて不安?! いいえ、逆なのだ。

突然の行事等で授業時数が不足したり教科の進度が遅れたりしたら、その都度調整すればいいのです。時間割に余裕があればむしろ調整が楽にできます。反対に6校時授業の日が多く設定されていれば、いざというときにカット時数が増える、授業を上乗せして調整しにくいなどの弊害がおこります。

はじめから「できなかつたら…」と考えるのではなく、「この時間でやろう」と確認しあうことでゆとりが生まれるのです。

その5 実質時数が標準時数を下まわることも可として、教職員の合意を得る

👉 こんな工夫も！

年間35週で算出されている教科の標準時数。たとえば34週分で教科書を終えられないでしょうか。残った1週分の時数をみんなで拠出しあい、学校裁量で使える自由な時間とするのです。

「それで十分な指導ができるのか？」という疑問は当然です。しかし、がんじがらめの教育課程よりも、拠出しあった時間でフレキシブルに対応できる学校はいかがですか？本当に必要なことにしっかり時間をかけられるようになります。このことが教科の充実にもつながると考えることもできます。(具体的には3ページをご覧ください)

もちろん全職員の合意が必要です。このようなことを全職員でじっくり語り合える職場がいいですね。

その6 年度始めの学年時間割を授業時数に算入する 📖 これもタイセツ！

年度初めに必要な学年・学級組織作りなど、特活関連の時間は時数カウントしていますか？学活に入れて年間35時間で計画する。これだけでもゆとりが生まれます。

やっではいけない禁断の技！

長期休業中の授業増・行事実施をさせないために

あれもこれもと受け入れて肥大化した学校現場は多忙を極めています。ついには「夏休みに授業や行事(家庭訪問、面談、職場体験など)を入れて、授業日に『ゆとり』を生み出す」という発想に至ります。しかし、これは「ゆとり」ではありません。多忙の原因を分散させるだけで何の根本的な解決にもなりません。むしろ、さらに仕事を増やしていく原因になります。(長期休業中の出張、会議が何と多くなったことか。)

総則：第1章 第3の1から

「各教科等(特別活動を除く。)や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。」

📖 この項目に無批判ではいけません。

長期休業の短縮や長期休業中の授業日の設定につながる恐れがあります。これは市町村の学校管理規則によるため、地教委の動向も注意深く見守っていかねばなりません。

職場討議資料(中学校編) 2010 教育課程編成に向けて『明日のために』 2009.10.1

福島県教職員組合 第2次教育課程編成検討委員会 中学校部会